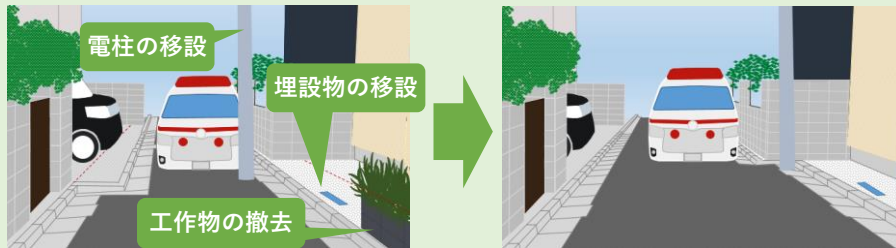


狭あい道路等を拡幅するための支援制度を紹介します

1 拡幅整備に支障となる工作物などの撤去・移設費用の助成

拡幅整備を行うために支障となる、後退用地内に設置されている水道メーターなどの埋設物、塀などの工作物および植栽などの移設または撤去に関する費用の一部を助成します。助成対象項目や助成単価の詳細は、HPに掲載しています。

【注】助成額の上限は原則150万円です。また、宅地建物取引業者は原則助成を受けられません。



2 すみ切り用地などの公道化の奨励

すみ切り用地などを区道または区有通路として区に寄附いただいた場合、土地の所有者に奨励金を交付します。奨励金の額は下表のとおりです。

後退用地の区分	奨励金の算出方法
東京都建築安全条例第2条第1項によるすみ切り用地	すみ切り面積×路線価 ^{※3} の平均
その他 ^{※1} のすみ切り用地	1か所当たり10万円
狭あい拡幅促進路線 ^{※2} に接する後退用地	後退面積×路線価 ^{※3} ×1/10 (上限200,000円)

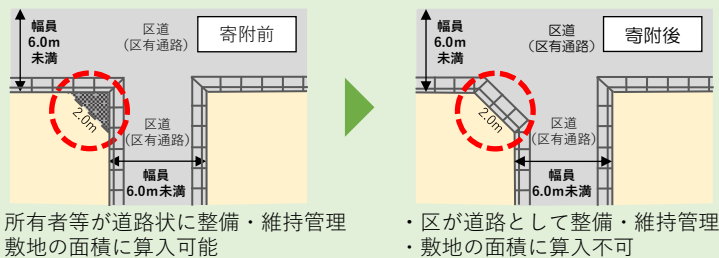
※1 法第42条第1項第5号（位置指定道路）、法第43条第2項第2号の適用を受けるための協定通路または公衆用通路に含まれるすみ切り。

※2 練馬区防災まちづくり事業実施要綱により指定された路線。詳細は、防災まちづくり課でご確認ください。

※3 路線価は奨励金の交付申請時点で直近に公表されている相続税路線価を採用。

東京都建築安全条例第2条の場合

寄附手続きの進捗によっては、すみ切り部分を道路境界線として扱えないことがあります。角地緩和の適用を受けられるかは、建築審査課に確認する必要があります。



お問合せ先

練馬区 建築・開発担当部
建築課 狭あい道路拡幅係

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
E-mail: KENCHIKUDAI25@city.nerima.tokyo.jp
TEL: 03-5984-1985 令和8年6月

狭あい道路等を
みんなで拡げ、
安全・安心の
まちづくりへ



拡幅整備協議について

練馬区の拡幅整備協議は、狭あい道路等の拡幅整備に関する事項や助成等について協議するもので、建築行為の有無にかかわらず利用することができます。なお、道路中心や後退位置を確定するための協議ではありませんのでご了承ください。

区の拡幅整備や助成金には条件があり、区税滞納者や宅地建物取引業者は原則対象外です。また、申請地の条件によって対象外となる場合があります。詳細は狭あい道路拡幅係へお問い合わせください。

対象となる狭あい道路等

練馬区では、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」といいます。）で規定された次の道路等において、幅員もしくはすみ切りが確保されていないものを『狭あい道路等』として、拡幅整備および助成金等の対象としています。

- 法第42条第1項第3号の規定による道路
- 法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路
- 法第42条第2項の規定による道路
- 法第43条第2項第2号が適用できる道または通路※1
- 東京都建築安全条例第2条第1項の規定により道路状に整備する部分

拡幅整備工事について

拡幅整備工事をするためには、申請者が後退用地内にある塀などの支障物の撤去や、引込管の埋設深さを道路内と同程度の深さにする必要があります。

【区道または区有通路に接する場合】

後退用地を寄附していただくことにより、区が拡幅整備を行うことができます。宅地建物取引業者も対象となります。寄附に関しては土木部管理課道路整理係にご相談ください。

【私道に接する場合】

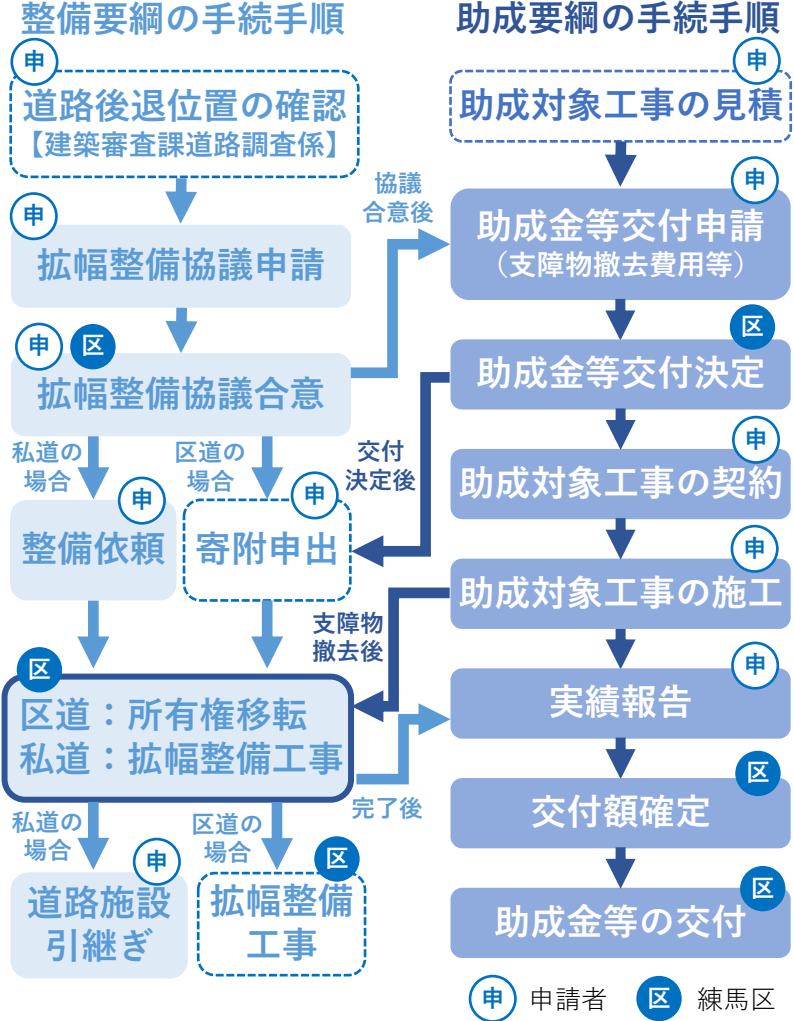
区長に整備依頼をすることにより、区が後退用地等の拡幅整備を行うことができます。なお、道路後退位置の明示や私道所有者の承諾、整備後の維持管理については、申請者にて行うようお願いしております。宅地建物取引業者は、原則自主整備となります。

私道土地所有者の承諾について

私道の拡幅整備を区に依頼する場合、拡幅する私道の土地所有者（原則は所有者全員）から以下の承諾を得る必要があります。

- 練馬区が発注する道路工事請負者および工事車両が私道が無償で使用および通行すること
- 私道内の土地を掘削し、道路排水施設や舗装の撤去・移設・新設すること
- 建築主等が私道の拡幅整備に係る手続きを行うこと
- 拡幅整備後も道路として維持管理すること

拡幅整備・助成申請手続きの主な流れ



【拡幅整備における後退用地の取扱い】

	区道・区有通路	私道
協議申請に係る測量	申請者	申請者
支障物撤去・移設	申請者	申請者
所有権	区に寄附※2	土地所有者
拡幅工事施工者	区	区または申請者
維持管理	区	土地所有者

提出書類

【拡幅整備協議に必要な書類】 2部提出

- 狭あい道路等の拡幅整備協議書【第1号様式】
- 案内図（縮尺1/2500程度）および公図の写し
- 登記事項証明書またはこれに代わる書類の写し
- 狭あい道路等・狭あい道路等に接する敷地の現況図
- 後退用地の整備計画図ならびに横断面図
- 後退用地の求積図
- 助成金対象項目＜助成を受ける場合＞
- 面積または箇所数＜奨励を受ける場合＞
- 拡幅整備協議概要書【第2号様式】
- 拡幅整備協議合意書【第3号様式】
- 委任状
- その他（土地所有者同意書、申請者の住民票など）

私道の整備を区長に依頼する場合は、拡幅整備協議の合意後に整備依頼書などの書類を提出する必要があります。

【助成金等交付申請に必要な書類】 1部提出

- 交付申請書（第1号様式の3）
- 案内図（縮尺1/2500程度）および公図の写し
- 登記事項証明書またはこれに代わる書類の写し
- 後退用地の現況図、整備計画図
- 計画に係る見積書の写し＜助成を受ける場合＞
- 工事前の写真および撮影箇所図＜助成を受ける場合＞
- 後退用地の求積図＜奨励を受ける場合＞
- 区税等（個人住民税または法人住民税納税）を滞納していないことを証明する書類の写し
- 委任状
- その他（土地所有者同意書、申請者の住民票など）

助成対象工事等の完了後に、実績報告書などの書類を提出する必要があります。

なお、助成対象工事等の完了時期が交付申請の翌年度以降になる場合は、交付申請をする前に全体計画承認を受ける必要があります。

※1 申請地が法第43条第2項第2号が適用できる道または通路のみに接している場合を除きます。
※2 寄附に伴う測量・分筆・登記は区が行います。